

産業界の安全対策

社団法人 全国建設業協会
 労働部長 増田 祐三
ますだ ゆうぞう



1. はじめに

事故や災害から、労働者をはじめ一般市民の生命や財産を守ることは、国民生活の向上に不可欠な社会資本の整備を担う、建設業の個々の企業はもとより、建設業界全体の最重要課題として、その防止に全力をあげて取り組んでおります。

しかしながら、建設業における労働災害の発生

状況をみますと、長期的には減少傾向にありますが、他産業に比べ依然として多発しています。特に死亡災害の発生割合をみますと、建設労働者数は、全産業の労働者数の約1割であるにもかかわらず4割弱を占めております。

このような状況の中で、(社)全国建設業協会(以下「全建」という)は、各都道府県建設業協会をはじめ関係建設業界等と一体となって、「無事故・無災害」を目指して次のとおり取り組んでおります。

図 1 死亡者数の推移

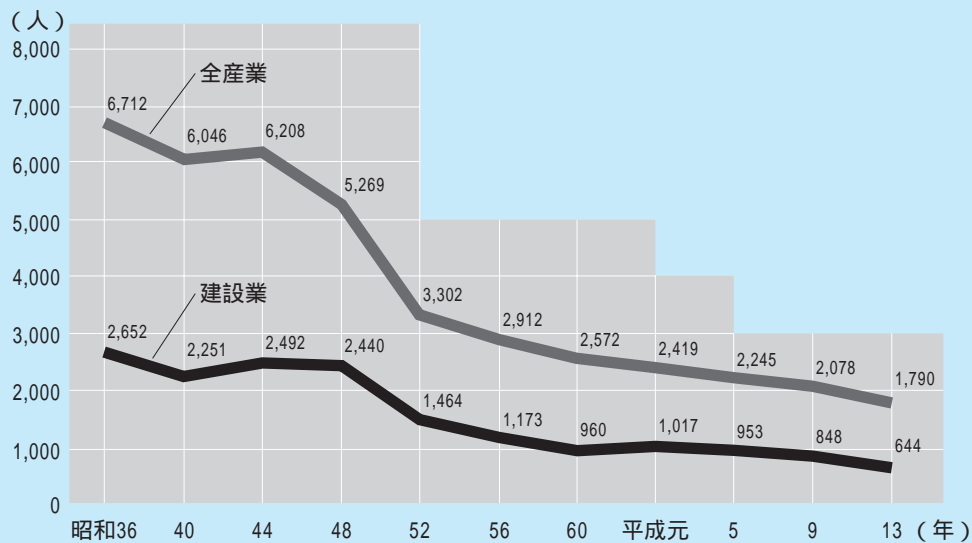
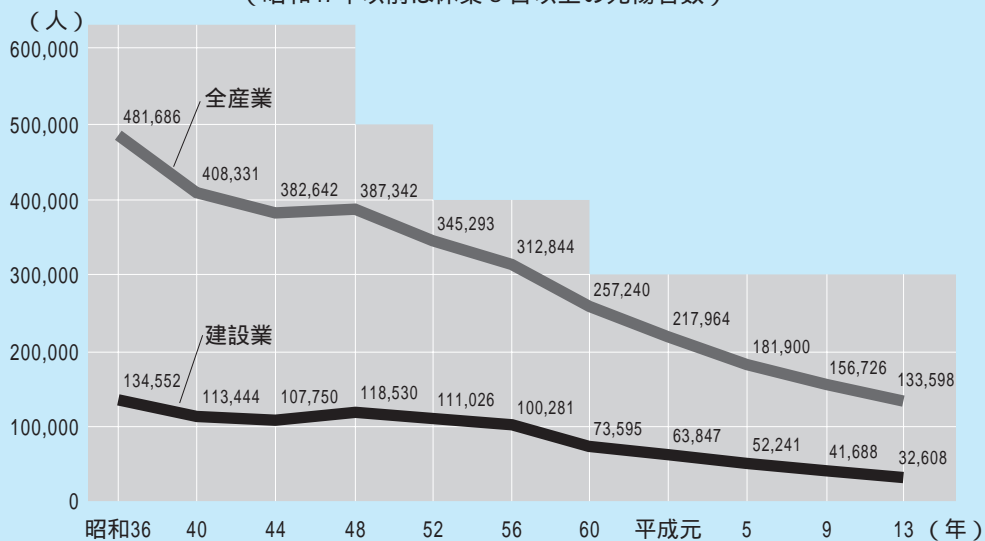


図 2 休業4日以上死傷者数の推移
(昭和47年以前は休業8日以上死傷者数)



2. 安全問題検討専門委員会の設置

全建では、建設企業の経営者や安全業務を担当する部長を委員とする「安全問題検討専門委員会」を設置して、①労働災害の発生状況、②企業の労働災害防止の取り組み状況、③国の労働災害防止施策等について、把握・分析等を行うとともに、今後の企業・業界の具体的な労働災害防止対策の取り組みについての検討等を行っております。

当委員会の成果としまして、各企業から具体的にわかりやすいと好評な、次に述べます「みんなで取り組もう安全対策」の冊子の作成があります。

3. 「みんなで取り組もう安全対策」の作成配付

安全問題検討専門委員会では、建設業の労働災害が全産業の中でも依然として高い比率となっていることから、「無事故・無災害」を目指して、①特に経営者の安全に対する意識の高揚を図るた

め、一つの労働災害が経営者のトップに与える大きな痛みの観点から見た労働災害防止対策、また、②建設工事に関係するすべての人々が一体となった、全員参加型の労働災害防止対策の取り組みを内容とした、「みんなで取り組もう安全対策」の冊子を平成5年に作成しました。その後も数次にわたって内容の充実を行うとともに全会員企業に配付し、各企業の労働災害防止対策の取り組みに活用されております。

この冊子では、労働災害防止対策の取り組みを具体的にイラスト入りで、わかりやすく説明しており、その主な内容は次のとおりとなっております。

- ① 建設現場における労働災害防止のための重点活動
- ② 建設業の労働災害の発生状況
- ③ 労働災害発生によるさまざまな影響
- ④ 労働災害防止に取り組む社長以下の安全衛生責任体制

となっております、その概要は次のとおりです。

「建設現場における労働災害防止のための重点活動」では、

- ① 全員参加の4S(整理, 整頓, 清掃, 清潔)

活動

- ② 経営トップ自らの安全パトロール
 - ③ 安全施工サイクル（安全朝礼 安全ミーティング 作業開始前点検 安全パトロール 作業中の指導・監督 安全工程打合せ 持場後片付け 終業時の確認）の実行
- について説明しております。

また、この重点活動のユニークな事例としまして、

- ① 朝礼の前に5分間行われる「沈黙の時間」
- ② グッパ運動
- ③ 従業員どうしの肩揉み
- ④ 新規入場者の「一分間スピーチ」「新規入場者シール」

を取り上げております。

図 3 ユニークな事例

朝礼の前に5分間行われる「沈黙の時間」

作業員一人ひとりが朝礼前の5分間、一言も発せず、思いにふけることで、安全に対する意識を高めてもらうことを目的としている。

例えば、沈黙の時間で「今日一日、オレは無災害で過ごすぞ」と気持ちを引き締めることによって、安全に対する意識の高揚を図っている。

グッパ運動

作業員が重機の作業範囲に立ち入る前に、右手でパーの形をつくり、作業一時中止を合図する。オペレーターがグーで指示を確認する。

重機に接近する時は：パー

接近を許す時は：グー

以上の2事例については、『日経コンストラクション』98年4月24日号「安全手帳 現場所長の工夫あれこれ」(鹿島建設 東京支社 安全環境部長 笠原秀樹氏)より転載。

肩揉み

朝礼時の体操終了後、作業員がお互いに肩揉みを行う。

これによって、心身がリラックスするとともに、スキンシップにより仲間意識が高まり、また整列もスムーズに行われる。

- 「労働災害発生によるさまざまな影響」では、
- ① 被災者およびその家族への影響、また、
 - ② 企業にとっての影響としまして、
 - ア 有能な人材を失い、労働者の士気の低下を招くこと
 - イ 企業イメージの低下を招くこと
 - ウ 企業活動に大きな影響を与えること
 - エ 時間的、経済的ロスが増加すること
 - オ 民事賠償金は高額の傾向にあること
- について説明しております。

「労働災害防止に取り組む社長以下の安全衛生責任体制」では、労働災害防止は社長の仕事と位置付けて、

- ① 労働災害発生とその責任、また、
- ② 労働災害防止に取り組む姿勢と組織として
 - ア 店社における安全衛生管理体制
 - イ 現場の混在作業における安全衛生管理体制
 - ウ 元方・特定元方事業者等の講ずべき措置

について、さらに、

- ③ 点検・パトロールで学び、改善を
 - ④ 成果はみんなで祝おう
 - ⑤ 健康管理と快適な職場環境の形成
 - ⑥ 高年齢労働者の労働災害防止対策
- について説明しております。

以上のほかに、資料としまして、平成15年度を初年度とする国の第10次労働災害防止計画の概要や建設業労働災害防止協会が実施している安全衛生教育の概要を掲載しております。

4. ポスターおよびステッカーの作成配付

労働災害で最も多い墜落事故の防止を図るため、「墜落防止ポスター」を、(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会および(社)建築業協会と共同で作成し、全会員企業に配付する等、関係建設業界と一体となってその防止に取り組んでおります。

また、重機事故防止対策としまして、上記団体と共同で、重機後部用のステッカー「危険!!近づ

くな！」を作成し、会員企業に配付しております。

上記のほか、いわゆる「労災かくし」の排除につきましては、厚生労働省のポスター・リーフレットによる周知・啓発に合わせて、全建としましても、平成14年度に新たに、上記建設業界等と共同で独自のポスターを作成し、全会員企業に配付しております。

5. 全国建設労働問題連絡協議会の開催

国におきましては、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」(厚生労働省、国土交通省および雇用・能力開発機構主催、全建等の建設業界協賛)と定めて、建設労働者の雇用関係の明確化、労働時間の短縮、賃金台帳の整備、福利厚生の充実等、雇用労働条件の改善の啓発活動等に取り組んでおります。

全建におきましても、毎年この月間に合わせて、都道府県建設業協会の労働関係委員等が参加した「全国建設労働問題連絡協議会」を開催し、この協議会の中で、建設労働問題の一つとして、労働災害防止対策を取り上げております。

平成14年11月5日に開催しました協議会では、労働災害防止関係としまして、厚生労働省の担当者の、①職場内のさまざまな種類のリスクを低減することによる労働災害の防止、②過重労働による健康障害の防止、③労災かくしの排除等についての講演と質疑を行いました。

6. その他の取り組み

全建は、労働災害防止を関係団体と一体となって取り組むために、建設業労働災害防止協会をはじめ、関係建設業界からなる「総合工事業団体安

全連絡協議会」を設置して、定期的に、各団体の取り組んでいる労働災害防止対策等について、情報交換を行うとともに、ポスターの作成等共同で取り組む労働災害防止対策について協議を行っております。

また、この協議会では、必要に応じて国の担当者と労働災害防止施策等について情報交換を行っております。

さらに、全建は、国の労働災害の施策等の最新情報を、各都道府県建設業協会を通じて各会員企業に提供しております。

7. おわりに

以上のように全建は、「無事故・無災害」を目指して、都道府県建設業協会をはじめ関係建設業界等と一体となってその防止に全力をあげて取り組んでおります。

この結果、建設業における労働災害は、確実に減少してきておりますが、依然として、他産業に比べ高水準にあります。

また、現在、建設産業は厳しい経営環境下において、企業におきましてはコスト縮減を進める中で、安全衛生活動への取り組みの意欲の低下が懸念されております。

一方、今般、平成15年度を初年度とする、国の第10次労働災害防止計画が策定され、新たな労働災害防止対策の取り組みがスタートしました。

全建では、このような状況の変化に対応して、今後の効率的・効果的な労働災害防止の取り組みについて、安全問題検討専門委員会を中心に、各企業の労働災害防止に活用されております「みんなで取り組もう安全対策」の改訂を含めて、引き続き労働災害防止に全力をあげて取り組んで参りますので、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。